

北本市クラウドファンディング活用型地域活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域活性化に資する活動及び地域課題の解決に資する活動を行う市内の個人又は団体に対し、クラウドファンディングにより受けた寄附金を原資とする補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体であること。
- (2) 市内で次条に規定する事業を実施することについて、市長の認定を受けたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が不相当と認めるものにあつては、補助金の交付対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 関係人口の増加、移住若しくは定住の促進又は人口流出の抑制を目的として実施する事業
- (2) 自然環境の保全又は景観の維持若しくは再生に関する事業
- (3) 地域資源を活用した産業の振興に関する事業
- (4) 社会福祉の向上及び教育の振興に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、この告示に相当する制度により国、埼玉県又は市町村が交付する補助金（以下「国等の補助金」という。）の交付を受ける場合においては、補助対象経費のうち、当該国等の補助金の補助の対象となる部分については、補助対象経費としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、その補助対象事業について市がクラウドファンディングにより受けた寄附金の額からその募集に要する手数料に相当する額を控除した額を上限とする。

（補助金の交付の申請に係る添付書類）

第6条 規則第4条第2項に規定するその他市長が必要と認める書類は、収支予算書その他収支を確認することができる書類とする。

（補助対象事業の内容の軽微な変更）

第7条 規則第6条第1項に規定する市長が認める軽微な変更は、補助金の額に変更を生じない補助対象経費の各区分の30パーセント以内の額の変更とする。

（実績報告）

第8条 規則第9条に規定する市長が指定する期日は、その補助対象事業の完了の日から起算して10日以内とする。

2 規則第9条第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、事業報告書その他補助対象事業が完了したことを確認することができる書類とする。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表

区 分	内 容
報償費	講師又は専門家への謝礼等
人件費	補助対象事業の実施のために必要となる業務に直接従事する者への賃金等
旅費	交通費、宿泊料等
需用費	消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
役務費	通信運搬費等
手数料	振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料等
保険料	損害保険料等
委託料	補助対象事業の実施のために必要となる業務の委託に要する経費
使用料及び賃借料	土地、施設等の借上料、OA機器等の使用料等
設備費	内装又は外装の工事費、機械装置等の購入費等
販売促進費	広告宣伝費、ホームページ作成料等
その他	市長が特に必要と認める経費